

**首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託

(2) 目的

首都圏情報発信拠点（銀座・新潟情報館 THE NIIGATA）のグランドオープン 2 周年を捉え、新潟県のさらなる認知度向上を図るため、各種イベント及びプロモーションを実施する。

(3) 業務内容

別紙「首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託企画提案仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 18 日まで

2 見積限度額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページに掲載する。

(2) 掲載開始日

令和 8 年 5 月 26 日（火）

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードすること。

4 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基

- づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 質問の受付・回答

プロポーザル実施要領及び企画提案仕様書についての質問は以下により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

様式 1 「首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託プロポーザル質問書」

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）17 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名を「首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託質問書」とすること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) 質問の回答方法

令和 8 年 6 月 3 日（水）までに、新潟県ホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、質問に対する回答は、プロポーザル実施要領及び企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書の提出

本公募に参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ・様式 2 「首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託プロポーザル参加申込書」
- ・県税納税証明書
※県税の納税義務を有するもののみ。
※直近 1 年のもので、提出日の 3 カ月以内に発行されたもの。
写しでも可

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名を「首都圏情報発信拠点 2 周年記念プロモーション事業業務委託参加申込書」とすること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) 参加辞退

提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「参加辞退届」(様式3)を電子メールにより提出すること。

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年6月9日(火)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 企画提案書の作成要領

本企画提案公募に参加する者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 5部

(ア)「企画提案仕様書」の各項目に従って、提案内容を明確に記載すること。

(イ)企画提案書は、A4版、横書き、長辺左上綴じ(1ヵ所)とし、表紙に「首都圏情報発信拠点2周年記念プロモーション事業業務委託企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。

(ウ)企画提案書は、10ページ以内とする。(表紙、目次、裏表紙は除く。)

(エ)参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ)提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式4「会社(事業者)概要」 5部

ウ 様式5「類似業務実績一覧表」 5部

エ 見積書 原本1部

(ア)任意様式とする

(イ)見積の総額及び内訳(可能な限り詳細な内訳)を記載すること

(ウ)発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること

(2) 提出期限

令和8年6月16日(火)17時15分 必着

(3) 提出方法

(1)提出書類と、同内容の電子データを記録した電子媒体(DVD-ROM等)1枚を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

※ 郵送により提出する場合は、封筒に「首都圏情報発信拠点2周年記念プロモーション事業業務委託提案書類在中」と朱書きし、提出先宛に到着確認の電話を行うこと。

※ 持参する場合は、業務時間内(土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時15分)に訪問すること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査の実施

(1) 審査方法

ア 審査は書面審査方式とし、審査委員会が提出された提案書について評価

基準に基づき審査する。

イ 審査委員ごとに評価点を計算し、最高点を付けた委員が2名以上の提案者を業務委託候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

ウ 前項において候補者が選定できない場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

エ 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。

(2) 評価基準

評価項目	内容	審査の視点	配点
企画・管理	全体計画の作成	本業務の目的を踏まえた上で合理的な計画を提示できているか	10
	工程表の作成・進捗管理	全体計画を着実に実施でき、かつ実現可能な工程となっているか	5
	企画立案	新潟の認知度向上に繋がるイベント・情報発信の提案ができているか	10
	事業実施体制の構築	相応の実績を有する責任者を配置するなど、十分な人員体制を組んだ上で、事業実施体制を構築できているか	5
設営・運営		必要機材の手配や設営、適切なスタッフ配置、搬出入対応など、イベントの円滑な実施に向けた計画が提示できているか	10
業務実績		提案者及び実施人員は相応の実績やノウハウを有しているか	5
見積の妥当性		上限金額の中で、適正と認められる内容となっているか	5
合計			50

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

9 日程

公募開始	令和8年5月26日（火）
質問書提出期限	令和8年6月1日（月）17時15分
質問に対する回答	令和8年6月3日（水）
参加申込書提出期限	令和8年6月8日（月）17時15分
参加資格の審査結果通知	令和8年6月9日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年6月16日（火）17時15分
審査委員会	令和8年6月19日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年6月22日（月）（予定）
契約	令和8年6月24日（水）（予定）

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本業務委託について別途内容を協議し、契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する。

11 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は、すべて委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、委託者と受託者の協議の上、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものはこの限りではない。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての調査・交渉・処理は受託者が行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含む。

12 その他の留意事項

(1) 企画提案書作成・提出やプロポーザル参加に要する経費は参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書について、県は提案を行った者に無断で使用しない。

(3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。

13 問合せ先（担当課）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 産業政策課 産業政策グループ 担当：萬歳、中野

電話番号 025-280-5234

Eメール ngt050010@pref.niigata.lg.jp

【参考】地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。